

第8次行政改革大綱（骨子）について

第8次行政改革を進めるに当たりの骨子は次のとおりです。

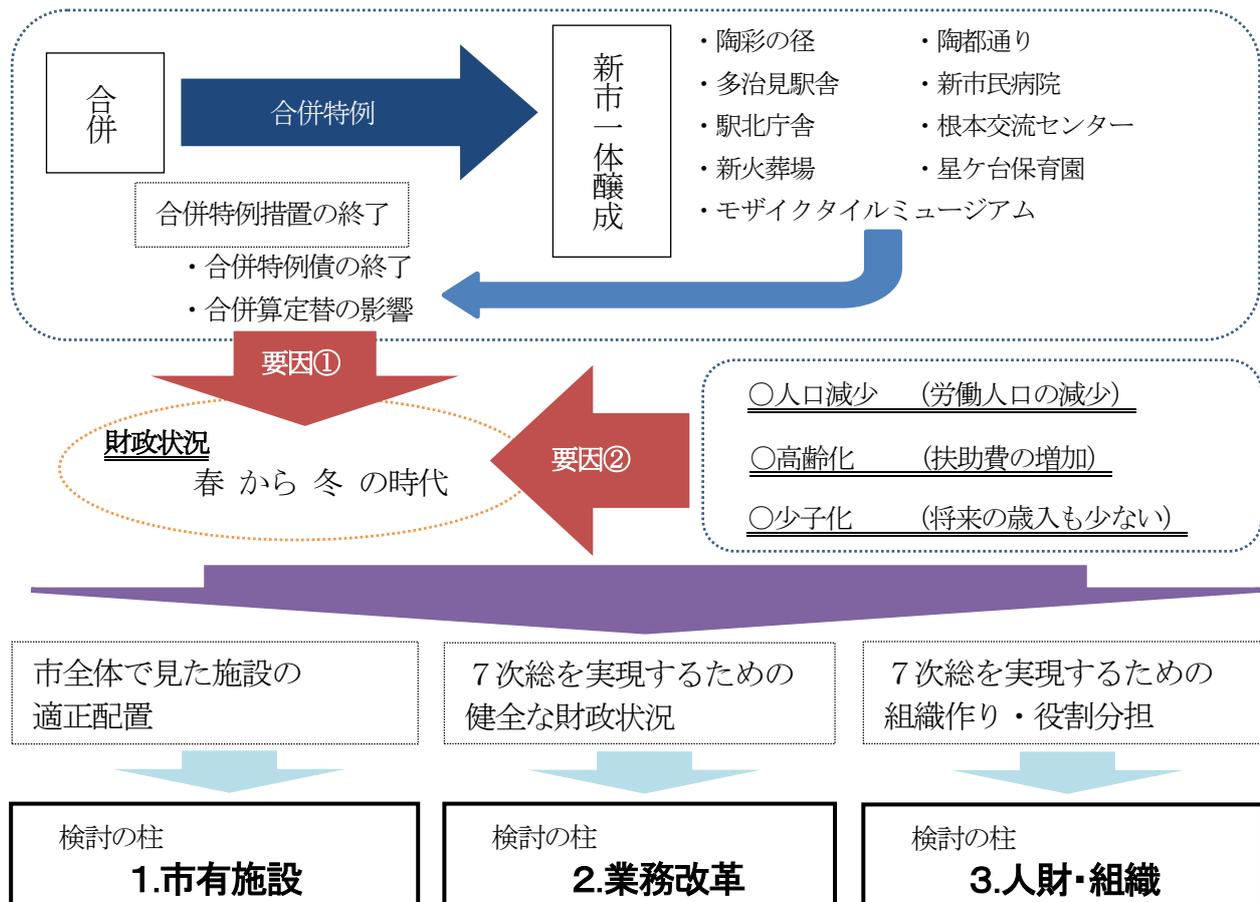
1. 第8次行政改革大綱の骨子について

背景

これまで、新市建設計画事業を着実に実行してきたことなどにより、新市に必要な基盤施設整備を大きく進めることができた。

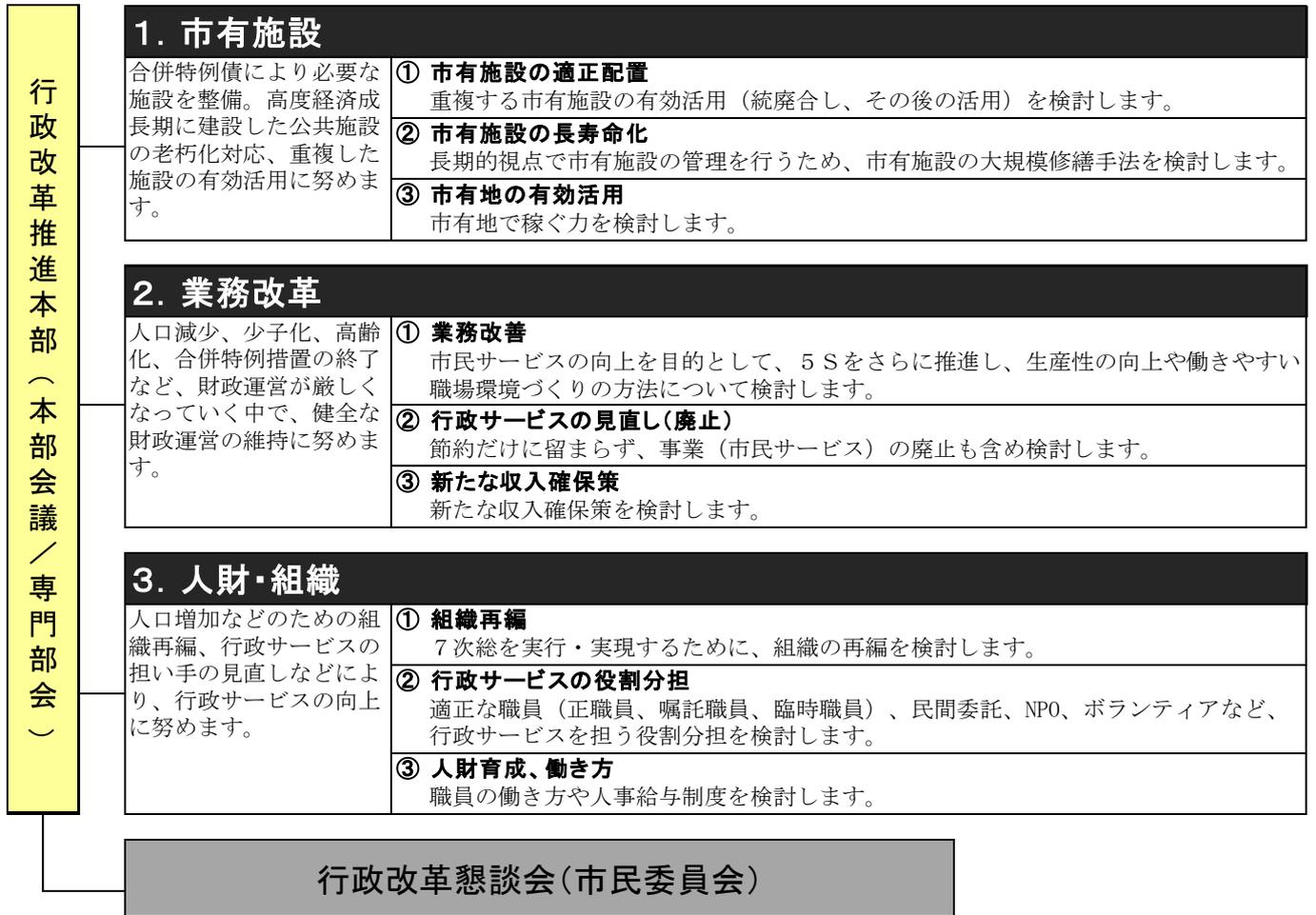
今後、人口減少、少子化、高齢化がますます進行していくとともに、合併に伴う特例措置が終了するなどの厳しい財政状況においては、人口規模に見合った施設の配置などを行うとともに、真に必要な行政サービスは何かをこれまで以上に精査する必要がある。また、そのような状況を打破するために第7次総合計画で目指す『多治見らしさ』を将来に引き継ぐ組織作りが必要となる。

さらに、市内各地域からの市に対する行政サービスへの要望は多種多様なものとなっており、市だけでは期待されるサービスに対応しきれない状況にある。そのため、これらの行政サービス要望に対し、対応可能なものについては、事業者、ボランティア、NPOなどでも対応してもらうことなどが必要となってくる。また、これまで行ってきた5Sをさらに推進し、職場環境の改善を図ることで生産性の向上に努めていくことが重要である。



2. 策定体制について

上記の検討の柱に即して個別のワーキンググループを設置し、方針づくりを行う。



3. ワーキンググループの人員体制

ワーキンググループは総括主査級又は課長代理級の職員で構成し、企画防災課職員が事務局となります。ワーキングでは、その1階層の方針を定めるため、各課の事務を「守る」立場ではなく、行革を進める「攻める」立場で議論を進めていきます。

【ワーキングメンバー】

1. 市有施設		2. 業務改革		3. 人財・組織	
チーフ	公共施設管理室長	チーフ	財政課長	チーフ	人事課長
サブチーフ	建築住宅課長	サブチーフ	総務課長	サブチーフ	税務課長
3	公共施設管理室	3	財政課	3	人事課
4	総務課	4	秘書広報課	4	教育総務課
5	子ども支援課	5	福祉課	5	高齢福祉課
6	産業観光課	6	消防総務課	6	企業誘致課
7	道路河川課	7	環境課	7	市街地整備課
8	緑化公園課	8	市民課	8	くらし人権課
9	水道課	9	保健センター	9	下水道課
10	文化スポーツ課	10	教育推進課	10	都市政策課